

# 新方式による分配国民所得統計（昭和30～37年度）

（所得部会資料 No.6-1）

## 目 次

### 一、分配国民所得

表1 国民所得（要素費用表示の国民純生産）

図1 国民所得の変化

表2 国民所得（要素費用表示の国民純生産）対前年度比

表3 国民所得（要素費用表示の国民純生産）構成比

表4 現行推計と新推計の差

表5 四半期別国民所得の分配

参考表 個人勘定

### 二、推計方法

I 雇着所得

II 個人業主所得

III 個人の財産所得

IV 政府の事業および財産所得

V 法人所得関係

### 三、現行推計と新推計に差の生じた理由

参考 産業連関表と国民所得の対比表

一 分配国民所得

表 / 国民所得(要素費用表示の国民純生産)

(単位 10億円)

項 目	新 推 計								現 行 推 計							
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
雇 用 者 所 得	3,435.1	3,916.6	4,355.4	4,748.5	5,372.7	6,243.1	7,517.1	8,654.9	9,257.6	9,721.4	11,288	14,395	15,091.1	15,947.0	17,221.6	18,407.1
個 人 業 主 所 得	2,752.3	2,903.6	2,947.7	2,932.8	3,149.0	3,503.6	4,019.3	4,310.4	2,600.9	2,653.0	2,731.7	2,671.2	2,910.0	3,273.1	3,731.5	4,049.0
個 人 の 財 産 所 得	432.2	519.4	614.1	716.5	885.1	1,082.3	1,320.7	1,564.6	389.8	467.0	557.8	645.2	785.2	967.5	1,163.6	1,371.5
法 人 企 業 から 個 人 へ の 移 転	51.0	64.3	66.4	92.2	108.5	133.1	154.2	189.3	-	-	-	-	-	-	-	-
法 人 留 保	256.8	501.8	401.6	300.7	224.7	1,029.0	1,167.2	984.7	273.8	531.6	434.0	331.0	754.9	1,058.8	1,176.4	976.0
法 人 税	236.8	306.3	429.5	377.9	491.0	676.8	846.1	940.4	234.1	303.5	426.9	375.7	489.6	675.9	845.8	940.4
政 府 の 事 業 お よ び 財 産 所 得	68.6	73.1	144.5	1,564	165.4	215.9	307.8	315.2	61.6	64.1	132.7	137.2	144.0	173.4	221.4	225.8
(控除) 公 債 利 子	51.6	55.1	59.9	60.7	61.2	63.5	66.5	69.0	55.9	58.7	63.6	65.3	66.1	67.8	69.6	70.9
(控除) 消 費 者 負 債 利 子	19.6	22.0	25.3	30.4	33.0	35.8	48.1	54.0	19.6	22.0	25.3	30.4	33.0	35.8	48.1	54.0
海 外 から の 純 所 得 (注)	-	-	-	-	-	-	-	-	△25.3	△32.3	△38.7	△35.1	△38.5	△55.0	△66.2	△82.4
国 民 所 得	7,155.6	8,207.6	8,874.0	9,233.9	10,802.2	12,784.5	15,217.8	16,836.5	6,719.0	7,627.6	8,284.3	8,519.0	10,037.2	11,937.1	14,196.4	15,782.5
法 人 所 得	577.1	911.8	960.6	813.8	1,375.4	1,923.4	2,289.2	2,248.2	597.3	939.0	990.0	842.0	1,402.1	1,953.2	2,319.7	2,290.8

注) 新推計ではこの項目表章はない。

図 / 国民所得の変化

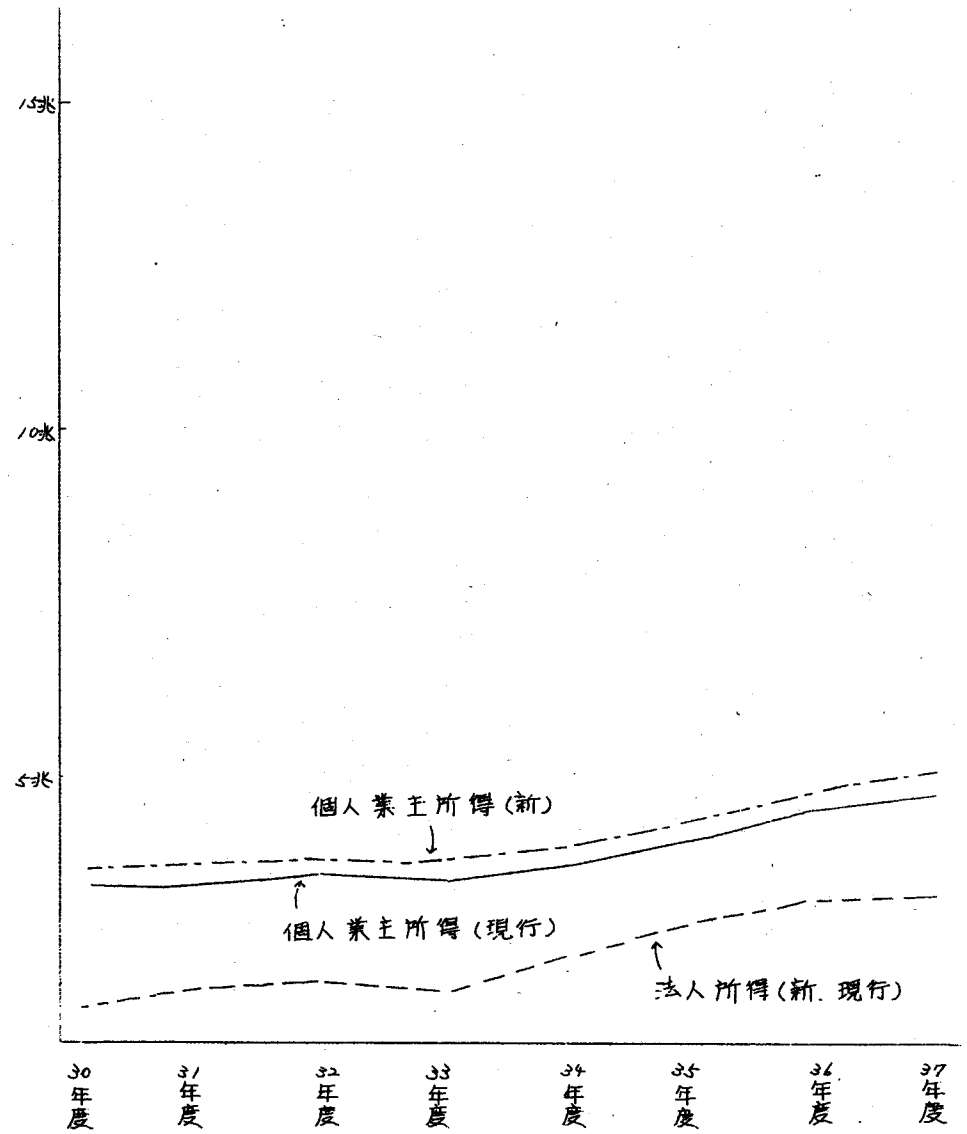
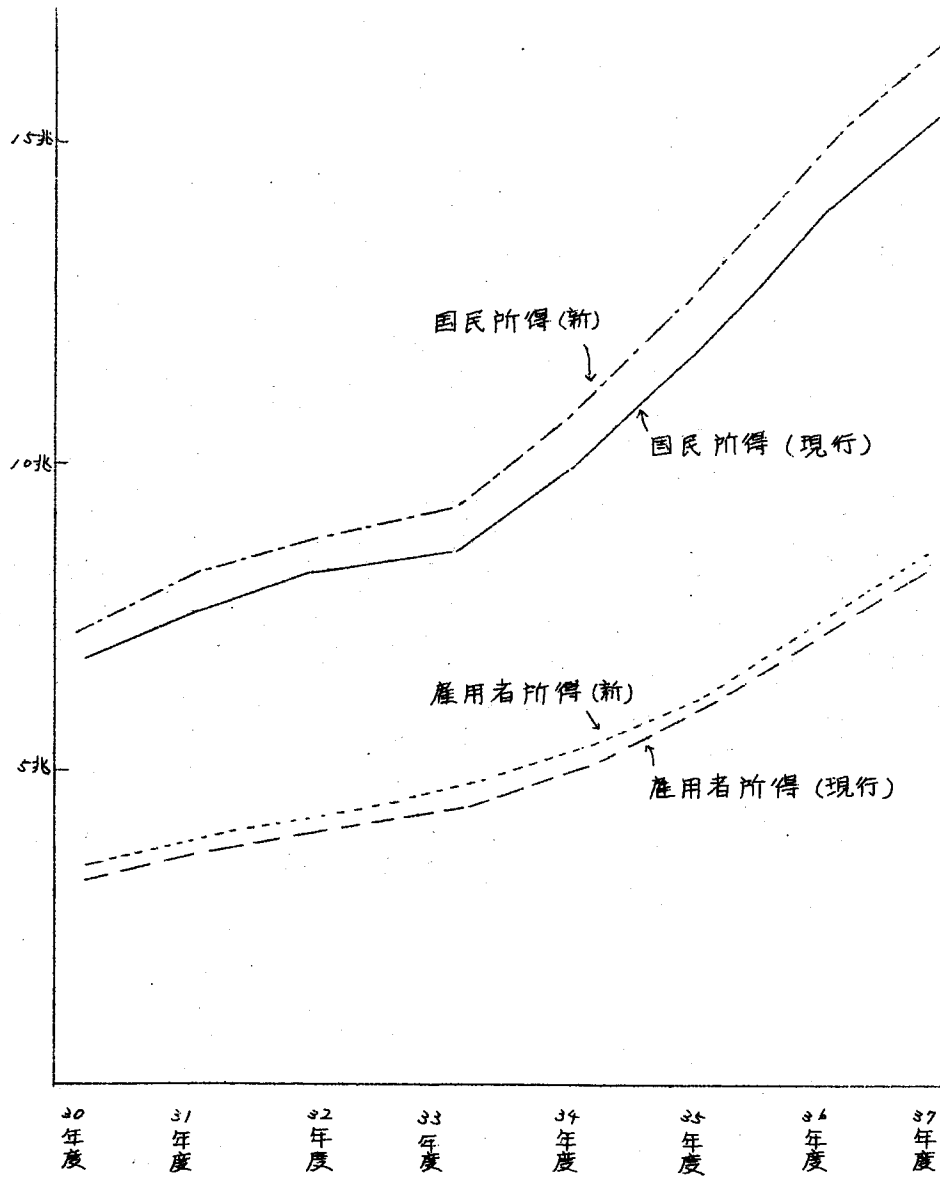


表 2 国民所得 (要素費用表示の国民純生産)

対前年度比 (%)

方法別 期別 項目	新 推 計							現 行 推 計						
	3/30	32/31	33/32	34/33	35/34	36/35	37/36	31/30	32/31	33/32	34/33	35/34	36/35	37/36
雇 用 者 所 得	114.0	111.2	109.0	113.1	116.2	120.4	115.5	114.2	110.9	108.7	113.4	116.8	121.4	116.4
個人業主所得	105.5	101.5	99.5	107.4	111.3	114.7	107.2	102.0	103.0	97.8	108.9	112.5	114.0	108.5
個人の財産所得	120.2	118.2	116.7	123.5	122.3	122.0	118.5	119.8	119.4	115.7	121.7	123.2	120.3	117.9
法人企業から個人の移転	126.1	103.3	138.9	117.7	122.8	115.8	118.5	-	-	-	-	-	-	-
法 人 留 保	200.0	80.1	74.9	241.0	142.0	113.4	81.8	194.2	81.6	76.3	228.1	140.3	113.0	83.2
法 人 税	129.3	140.2	88.0	129.9	137.8	125.0	111.1	129.6	140.9	88.0	130.3	138.1	125.1	111.2
政府の事業および財産所得	106.6	197.5	108.3	105.7	130.5	142.6	102.4	104.1	209.0	103.4	105.0	120.4	127.7	102.0
(控除)公債利子	107.5	108.0	101.3	100.8	103.8	104.7	103.8	105.0	108.3	102.7	101.2	102.6	102.7	101.9
(控除)消費者負債利子	112.3	114.7	120.4	108.6	108.5	134.2	112.2	112.2	115.0	120.2	108.6	108.5	134.4	112.3
海外からの純所得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 民 所 得	114.7	108.1	104.1	117.0	118.4	119.0	110.6	113.5	108.6	102.8	117.8	118.9	118.9	111.2
法 人 所 得	158.0	105.4	84.7	169.0	139.8	119.0	98.2	157.2	105.4	85.1	166.8	139.1	118.8	98.8

表 3 国民所得(要素費用表示の国民純生産)

構成比(%)

項 目	方法別		新 推 計							現 行 推 計								
	期 別		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
雇 用 者 所 得			48.0	47.7	49.1	51.4	49.9	48.8	49.4	51.6	28.5	48.8	49.8	52.7	50.7	49.8	50.9	52.3
個 人 業 主 所 得			38.5	35.4	33.2	31.8	29.2	27.4	26.2	25.6	38.7	34.8	32.0	31.4	29.0	27.4	26.3	25.7
個 人 の 財 産 所 得			6.0	6.3	6.9	7.8	8.2	8.5	8.7	9.3	5.8	6.1	6.7	7.5	7.9	8.1	8.2	8.6
法 人 企 業 か ら 個 人 へ の 移 転			0.7	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-
法 人 留 保			3.5	6.2	4.5	3.2	6.7	8.1	7.7	5.9	4.1	7.0	5.3	3.9	7.5	8.9	8.4	6.3
法 人 税			3.3	3.7	4.9	4.0	4.6	5.3	5.5	5.5	3.5	4.0	5.2	4.4	4.9	5.7	6.0	6.0
政 府 の 事 業 お よ び 財 産 所 得			1.0	0.9	1.6	1.7	1.5	1.7	2.0	1.9	0.9	0.8	1.6	1.6	1.4	1.5	1.6	1.4
(控 除) 公 債 利 子			0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4
(控 除) 消 費 者 債 利 子			0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
海 外 か ら の 純 所 得			-	-	-	-	-	-	-	-	△0.4	△0.4	△0.5	△0.4	△0.4	△0.5	△0.5	△0.5
国 民 所 得			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
法 人 所 得			8.1	11.1	10.8	8.8	12.7	13.5	15.0	13.4	8.0	12.3	11.7	9.9	14.0	16.4	16.3	14.5

表々 現行推計と新推計との差

	新推計値 - 現行推計値 (単位10億円)								新推計 / 現行推計 (%)							
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
雇 用 者 所 得	177.5	195.2	226.7	259.0	281.7	296.1	295.5	277.8	105.4	105.2	105.5	105.5	105.5	105.0	104.1	103.3
個 人 業 主 所 得	151.4	250.6	216.0	261.6	239.0	230.5	287.8	261.4	105.8	109.4	107.9	107.8	108.2	107.0	107.7	106.5
個 人 の 財 産 所 得	42.4	52.4	56.3	71.3	99.9	114.8	157.1	193.1	110.9	111.2	110.1	111.1	112.7	111.9	113.5	114.1
法人企業から個人の移転																
法 人 留 保	△23.0	△29.8	△32.4	△30.3	△30.2	△29.8	△29.2	△41.3	91.6	94.4	92.5	93.3	96.0	97.2	97.6	95.9
法 人 税	2.7	2.8	2.6	2.2	1.4	0.9	0.3	0	101.2	100.9	100.6	100.6	100.3	100.1	100.0	100.0
政府の事業および財産所得	7.0	9.0	11.8	19.2	21.4	42.5	86.4	89.4	111.4	114.0	108.9	114.0	114.9	124.5	139.0	139.6
(控除)公債利子	△4.3	△3.2	△3.7	△4.6	△4.9	△4.3	△3.1	△1.9	92.3	94.5	94.2	93.0	92.6	93.7	95.5	97.3
(控除)消費者負債利子	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
海外からの純所得																
国 民 所 得	436.6	580.0	589.7	714.9	765.0	847.4	1,021.4	1,054.0	106.5	107.6	107.1	108.4	107.6	107.1	107.2	106.7
法 人 所 得	△20.2	△27.2	△29.4	△28.2	△28.7	△29.8	△30.5	△42.6	96.6	97.1	97.0	96.7	98.0	98.5	98.7	98.1

表 5 四半期別国民所得の分配

(単位 100万円)

項目	期別		31年1-3		32年1-3		31年度		32年度	
	30年4-6	7-9	10-12	31年1-3	30年度	4-6	7-9	10-12	32年1-3	31年度
1 雇 用 者 所 得	785,394	828,799	1,013,742	807,199	3,435,134	909,487	929,761	1,159,608	917,729	3,916,585
a 賃 金 ・ 俸 給	709,794	743,600	918,900	721,641	2,093,935	821,723	830,218	1,050,551	816,288	3,518,780
b その他の給与および手当	55,110	59,814	66,888	58,974	240,786	63,876	67,131	81,135	70,649	282,791
c 社会保険雇主負担	20,490	25,385	27,954	26,584	100,413	23,888	32,412	27,922	30,792	115,014
2 個 人 業 主 所 得	523,034	670,160	944,000	615,100	2,752,294	589,572	704,935	943,487	665,613	2,903,546
a 農 業	162,274	313,809	502,332	214,774	1,193,189	166,269	274,236	443,743	195,420	1,079,668
b そ の 他	360,760	356,351	441,668	400,326	1,559,105	423,243	430,699	499,744	470,193	1,823,878
3 個 人 の 財 産 所 得	113,802	92,900	122,550	102,988	432,240	131,500	114,357	147,527	126,036	519,420
a 賃 貸 料	28,729	32,088	32,711	34,976	128,304	114,357	39,217	41,363	45,626	162,888
b 利 子	48,771	52,746	54,324	57,570	214,411	147,527	65,275	64,680	67,841	252,409
c 配 当	35,302	8,066	35,515	10,642	89,525	126,036	9,865	41,484	12,569	104,123
4 法 人 企 業 の 個 人 の 振 替	14,846	13,012	11,570	11,530	50,958	18,152	16,023	13,664	16,441	64,280
5 法 人 留 保	22,836	73,551	57,930	96,442	250,759	80,674	138,845	112,055	170,255	501,829
6 法 人 税	64,876	45,990	69,640	56,277	236,777	78,235	53,957	95,827	78,250	306,269
7 政 府 の 事 業 お よ び 財 産 所 得	11,992	20,292	12,422	23,925	68,631	10,609	20,147	13,374	29,007	73,137
a 政 府 企 業 利 潤					26,381					18,436
b 賃 貸 料 利 子 お よ び 配 当					42,250					54,701
8 (控除) 公 債 利 子	13,468	16,220	13,799	8,146	51,633	15,729	17,069	14,028	8,659	55,485
9 (控除) 消 費 者 負 債 利 子	4,336	4,644	5,572	5,058	19,610	4,603	4,936	6,772	5,707	22,018
国 民 所 得	1,578,970	1,723,840	2,212,483	1,700,257	7,155,550	1,797,837	1,956,020	2,462,742	1,988,965	8,207,563
法 人 所 得	123,008	127,607	163,085	163,361	577,061	199,020	202,501	249,246	260,986	711,753

(単位 100万円)

項目	期別				32年度					
	32年4-6	7-9	10-12	33年1-3	4-6	7-9	10-12	34年1-3	33年度	
1 雇用者所得	1,029,336	1,059,374	1,282,331	984,417	4,355,458	1,095,506	1,143,591	1,407,908	1,101,497	4,948,502
a 賃金・俸給	919,792	944,075	1,149,441	869,723	3,883,032	974,063	1,010,263	1,255,119	971,614	4,211,059
b その他の給付および手当	97,006	82,896	94,911	82,397	339,210	90,515	96,827	112,546	92,444	392,352
c 社会保険雇主負担	30,537	32,403	37,979	32,297	133,216	30,928	36,501	40,243	37,419	145,091
2 個人業主所得	583,292	747,154	984,901	632,322	2,947,669	561,614	720,879	999,789	650,492	2,932,774
a 業	138,668	292,866	484,781	193,625	1,109,340	130,310	293,482	507,644	206,698	1,133,134
b その他	444,624	454,288	500,120	439,297	1,838,329	431,304	427,397	492,145	443,794	1,799,640
3 個人の財産所得	164,508	129,748	177,515	142,327	614,098	186,583	152,067	201,774	176,071	716,495
a 貸付料	42,263	44,108	47,028	48,449	181,848	47,240	49,634	53,897	59,650	210,421
b 利子	71,123	73,619	78,381	79,959	303,082	86,233	89,898	95,657	99,065	370,853
c 配当	51,122	12,021	52,106	13,919	129,168	53,110	12,535	52,220	17,356	135,221
4 法人企業から個人への振替	22,443	15,891	13,491	14,543	66,368	31,155	20,829	20,044	20,585	92,213
5 法人留保	106,180	138,840	58,471	98,168	401,659	11,274	93,608	52,978	142,845	300,705
6 法人税	113,099	95,571	118,980	101,799	429,469	118,673	97,468	103,677	78,051	377,869
7 政府の事業および財産所得	26,135	42,560	27,768	48,014	144,477	29,530	46,292	30,635	50,010	156,467
a 政府企業の利潤					84,923					91,318
b 貸付料利子および配当					59,554					65,149
8 (控除) 公債利子	14,205	16,014	13,985	15,938	59,942	14,699	17,918	15,127	12,967	60,711
9 (控除) 消費者負債利子	5,184	5,694	7,840	6,535	25,253	6,752	7,229	9,003	7,426	30,410
国民所得	2,025,604	2,207,450	2,641,832	1,999,117	8,874,003	2,012,884	2,239,187	2,782,675	2,199,158	9,233,904
法人所得	270,246	247,822	228,731	213,823	960,619	183,057	183,611	208,875	238,252	812,795



(単位 100万円)

項目	期別	34年 4-6	7-9	10-12	35年 1-3	34年度	4-6	7-9	10-12	36年 1-3	35年度
1 雇 用 者 所 得		1,238,339	1,302,725	1,591,469	1,240,223	5,372,756	1,415,176	1,507,396	1,889,184	1,437,328	6,243,084
a 賞 金・俸 給		1,101,035	1,146,531	1,415,079	1,083,076	4,745,721	1,238,248	1,314,226	1,654,173	1,249,275	5,455,962
b その他の給とおひき		102,914	116,368	131,612	111,960	462,754	135,043	142,916	173,221	131,788	582,968
c 社会保険産主負担		34,390	39,826	44,778	45,287	164,281	41,885	50,214	55,790	56,265	204,154
2 個 人 業 主 所 得		588,365	800,866	1,071,988	687,818	3,147,037	672,816	782,154	1,270,568	778,045	3,503,583
a 業 業		135,834	325,286	534,995	195,410	1,191,525	128,391	340,357	543,845	198,643	1,211,236
b そ の 他		452,531	475,580	536,993	492,408	1,957,512	544,425	441,797	726,723	579,402	2,292,347
3 個 人 の 財 産 所 得		230,464	192,918	249,842	211,832	885,056	282,344	229,267	317,543	255,204	1,082,358
a 貸 貸 料		57,921	65,594	64,277	65,978	253,770	68,812	71,669	75,375	75,608	291,464
b 利 子		108,849	112,643	122,847	127,338	471,677	131,293	137,545	147,697	156,795	573,330
c 配 当		63,694	14,681	62,718	18,516	159,609	82,239	18,053	94,471	22,801	217,564
4 法 人 企 業 か ら 個 人 へ の 取 替		30,831	30,920	21,381	25,355	108,487	44,099	36,127	24,333	28,593	133,152
5 法 人 留 保		114,800	193,880	169,562	246,475	724,717	204,020	291,748	211,256	321,998	1,029,022
6 法 人 税		124,509	112,720	135,162	118,636	491,027	172,591	147,933	183,828	172,412	696,764
7 政 府 の 事 業 お よ び 財 産 所 得		29,590	49,595	30,709	55,509	165,403	42,329	63,781	43,801	65,998	215,910
a 政 政 企 業 の 利 潤						88,618					137,742
b 貸 貸 料・利 子 お よ び 配 当						76,785					78,168
8 (控 除) 公 債 利 子		14,609	18,048	15,344	13,217	61,218	15,597	18,569	15,755	13,616	63,517
9 (控 除) 非 償 還 者 負 債 利 子		6,979	7,836	8,510	9,707	33,032	8,006	8,083	10,700	9,058	35,847
国 民 所 得		2,335,310	2,657,740	3,246,259	2,562,924	10,802,233	2,809,792	3,029,754	3,908,058	3,036,905	12,784,509
法 人 所 得		303,003	321,281	367,442	383,627	1,375,353	458,850	457,734	489,555	517,211	1,923,350

(単位 100万円)

項目	期別		37年1-3		36年度		37年度		38年1-3		37年度	
	36年4-6	7-9	10-12	37年1-3	36年度	4-6	7-9	10-12	38年1-3	37年度	38年1-3	37年度
1 雇 用 者 所 得	1,653,294	1,799,135	2,346,272	1,718,388	7,517,091	1,999,213	2,080,332	2,608,198	1,997,085	8,684,828	1,997,085	8,684,828
a 賃 金・俸 給	1,433,777	1,557,574	2,060,049	1,484,928	6,536,268	1,734,446	1,791,450	2,267,915	1,716,752	7,510,613	1,716,752	7,510,613
& その他の給与および手当	166,248	179,914	220,627	164,818	731,607	201,062	218,309	261,790	192,744	873,905	192,744	873,905
c 社会保険雇主負担	53,269	61,707	65,596	68,642	249,216	63,705	70,573	78,443	87,589	300,310	87,589	300,310
2 個 人 兼 主 所 得	783,176	1,029,909	1,351,927	854,279	4,019,291	834,319	1,101,394	1,479,801	894,878	4,310,392	894,878	4,310,392
a 農 業	144,607	377,059	616,269	213,522	1,351,467	154,382	426,462	712,299	235,395	1,528,538	235,395	1,528,538
& そ の 他	638,569	652,850	735,658	640,747	2,667,824	679,937	674,922	767,502	659,483	2,781,854	659,483	2,781,854
3 個 人 の 財 産 所 得	347,387	286,743	385,835	300,761	1,320,726	426,368	329,968	452,916	357,360	1,564,612	357,360	1,564,612
a 賃 貸 料	78,808	93,442	87,308	86,192	345,650	92,182	94,269	98,334	99,552	384,337	99,552	384,337
& 利 子	164,469	171,267	178,335	185,045	699,116	188,542	202,177	205,612	216,893	813,224	216,893	813,224
c 配 当	104,110	22,134	120,192	28,524	275,960	145,644	31,522	148,970	40,915	367,051	40,915	367,051
4 法 人 企 業 か ら 個 人 の 振 替	42,645	47,763	29,216	34,589	154,262	58,231	46,560	36,266	48,307	189,320	48,307	189,320
5 法 人 留 保	238,927	365,580	226,153	336,574	1,167,174	169,565	278,377	152,342	354,440	954,724	354,440	954,724
6 法 人 税	229,007	183,046	216,301	217,722	846,076	248,855	211,858	247,010	232,658	940,381	232,658	940,381
7 政 府 の 事 業 お よ び 財 産 所 得	63,141	89,259	62,429	93,025	307,854	61,068	68,224	87,415	98,515	315,222	98,515	315,222
a 政 府 企 業 の 利 潤					214,013					207,116		207,116
& 賃 貸 料 利 子 お よ び 配 当					93,841					108,106		108,106
8 (控 除) 公 債 利 子	13,564	17,736	15,892	17,322	66,574	12,863	15,438	16,960	23,763	69,024	23,763	69,024
9 (控 除) 消 費 者 負 債 利 子	11,049	11,244	14,567	11,376	48,116	12,482	12,270	15,306	13,913	53,971	13,913	53,971
国 民 所 得	3,352,962	3,770,575	4,587,676	3,526,580	15,217,795	3,772,274	4,086,961	5,031,682	3,945,567	16,836,484	3,945,567	16,836,484
法 人 所 得	572,044	570,760	562,646	583,760	2,289,210	560,983	518,454	544,441	624,331	2,262,156	624,331	2,262,156

個人勘定

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
個人消費支出	5,524.9	5,981.8	6,528.9	6,967.6	7,657.8	8,636.8	9,941.2	11,408.4
個人税および税外負担	367.4	401.9	356.8	367.1	391.9	519.5	661.0	830.5
政府へのその他の移転	76.7	89.5	108.6	117.4	133.0	159.5	193.0	232.2
海外への純送金	△ 11.7	△ 12.7	△ 13.7	△ 15.3	△ 18.9	△ 20.3	△ 20.6	△ 18.9
個人貯蓄	860.7	1,060.0	1,118.8	1,190.1	1,515.9	1,818.3	2,378.9	2,448.2
個人所得の処分	6,817.7	7,520.5	8,099.4	8,626.9	9,673.7	11,113.5	13,153.5	14,900.4
勤労所得(発生額)	3,435.1	3,916.6	4,355.4	4,748.5	5,372.7	6,243.1	7,517.1	8,684.9
個人業主所得(発生額)	2,752.3	2,903.6	2,947.7	2,932.8	3,149.0	3,503.6	4,019.3	4,310.4
個人財産所得	432.2	519.4	614.1	716.5	885.1	1,082.3	1,320.7	1,564.6
個人貸付料所得	128.3	162.9	181.8	210.4	253.8	291.5	345.7	384.3
個人利子所得	214.4	252.4	303.1	370.9	471.7	573.3	699.1	813.2
個人配当所得	89.5	104.1	129.2	135.2	159.6	217.6	275.9	367.1
海外からの純所得	0	0	0	0	0	0	0	0
(控除)消費者負債利子	19.6	22.0	25.3	30.4	33.0	35.8	48.1	54.0
振替所得	363.9	368.9	401.8	453.7	520.3	594.5	703.9	819.4
法人企業から個人への移転	51.0	64.3	66.4	92.2	108.5	133.2	154.2	189.3
(控除)社会保険負担料	197.2	225.8	260.3	286.4	328.9	407.1	513.6	614.2
個人所得	6,817.7	7,520.5	8,099.4	8,626.9	9,673.7	11,113.5	13,153.5	14,900.4
個人可処分所得	6,450.6	7,118.6	7,742.6	8,269.8	9,281.8	10,594.3	12,492.5	14,069.9
個人貯蓄								
個人可処分所得	13.3	14.9	14.4	14.4	16.3	17.2	19.0	17.4

## 二 推計方法

### 1 雇用者所得

#### 1 賃金俸給

##### (a) 農林水

「農業」 農家経済調査による一戸当り雇用労賃×農家  
雇数によつて推計した。

「林業」 35年の産業連関表の計数を基礎にして、山  
林労働賃金×生産量の傾向によつて推計。

「水産業」 35年の産業連関表の計数を基礎にして、  
漁業経済調査の一戸当り雇用労賃指数×経営体数と法  
人従業員給与の傾向により推計。

##### (b) その他

「毎勤対象産業」 毎月勤労統計より、各産業別、常用  
日雇別の一人当り平均賃金を、従業員規模別にもとめ、こ  
れに見合う雇用者数を乗じてもとめる。

なお、雇用者数の規模別構成は、従来は事業所調査によ  
つていたが、今回から労働者特別集計にあらためた。

また、従来雇用者数には含まれていたが、一人当り賃金  
に含まれていなかった外洋輸送労働者の所得については、  
運輸通信その他の公益事業で調整して計上した。

「サービス業」 民間給与実態調査を利用して一人当り  
賃金をもとめ、これに雇用者数を乗じて求める。なお雇用  
者数の規模別構成は従来通り事業所調査によつた。

また、今回から国公立教職員給与については35年産業

連関表を基礎に別途推計した。

(注) 「毎勤対象産業」・「サービス業」においては常勤  
重役の所得が含まれているので、これを控除する必要  
がある。従来はこの所得について、一人当りおよび役  
員数と法人企業統計によつてもとめていたが、今回  
からは常勤重役数については国勢調査の計数を採用す  
ることとした。

「公務」 防衛庁職員以外の賃金俸給については、人事  
院、大蔵省および自治省資料によつて、国家、地方公務員  
別(都道府県・市町村別)にそれぞれ、一人当り給与をも  
とめ、これに上記の資料等からもとめた人員ウエイトによ  
り、公務員全体の平均給与を算出し、これに雇用者数を乗  
じて推計した。

防衛庁職員の賃金俸給については防衛庁資料による。

### 2 その他の給与および手当

「兼業」・「重役俸給」・「チップ」・「オウ」は推計方  
法に変更なきため省略。

### 3 「社会保険産主負担」

決算書により推計するが、健康保険については、政府管掌  
として組合管掌の地方公共団体分を計上し、国民健康保険に  
ついては組合管掌分をおとした。

## II 個人業主所得

### 1 農林水

a 農業、従来は農家経済調査より、全国平均一戸当り農業

所得(経費的租税公課控除)をとり、これに農林業センサス等による農家経営調査対象総農家戸数を乗じて推計していたが、今回から、30、31、35年度については上記資料より、全府県については、農区別・規模別に、北海道については規模別に一戸当り農業所得をもとめ、全府県、北海道別に農家戸数を乗じて推計した。

また経費的租税公課は、35年産業連関表から推計し、一戸当り平均所得からあらかじめ控除せず、全府県・北海道別に合算した全国農業所得総額から一括控除した。

それ以外の年度は農区別・規模別につみあげず全国一本で推計した。

6. 林業 35年産業連関表の営業余剰より求め、これと生産量 × 卸売物価の指数によつて延長した。

7. 水産業 35年産業連関表の営業余剰より求め、熟獲量 × 魚価指数によつて延長した。

2. その他 別冊

### III 個人の財産所得

国内ベースの個人の財産所得を推計し、これに海外分の個人財産所得を加算して推計した。

国内ベースの個人の財産所得は、個人貸付料、個人利子、個人配当所得からなつてゐるが、把握をれをうめたほかは推計方法は従来通りである。

なお在日外銀は居住者として取扱われるので、そこで発生する利子は当然個人利子所得に計上すべきであるが、少額であり、

且つ資料も継続してえられないので今回は計上しなかつた。

なお海外分の個人財産所得は「国際収支表」の投資収益の項から推計した。

### IV 政府の事業および財産所得

事業所得-----中央分については決算書中の財務諸表の純損益を集計した。

地方分については地方公営企業年鑑の財務諸表の純損益を集計した。

財産所得-----決算書中の貸付料と利子収入を計算した。

なお控除項である公債利子については一般会計と非企業特別会計の支払分を計上した。

### V 法人所得関係

法人所得の推計方法は基礎的部分に変更はない。すなわち、税務申告による所得をもとし、これに過少申告部分を加算して、税法上の法人所得とし、これをさらに国民所得の概念に一致させるために、準備金、引当金の加算、損金不算入交際費の減算、日銀納付金の加算等の各種の調整を行つて推計する方法である。

然し、勘定体系の改訂が行われた結果、計数を変更しなければならぬところが二つある。

一つは、分配国民所得の旧勘定体系では「海外からの純所得」で、要素費用の海外からの受取り、支払いを調整していたが、新勘定体系では、この項目が消えて、各費用項目で海外関係を調整することになったので、法人所得も、従来の「国内法人

所得」から、法人分の海外との調整を行った。「国民法人所得」を算出することになった点である。

つぎに、新勘定体系では「国民所得分配勘定」において「法人企業から個人への移転」の項目が新設され、法人からの寄付金のうち個人に対する部分が計上されることになった。そこで旧推計では法人所得としていた一定限度以上の寄付金(税法上で損金不算入とされているもの)は除算すること。

○ 「法人企業から個人への移転」の推計方法

この項目に含めたものは、現在のところ退職金、寄付金、貸倒金の三産種でありすべて新しく推計したものである。

1 退職金

退職一時金と退職年金とがあるが、ともに国税庁統計年報書の乗算所得税表から民間企業の退職一時金と年金の支払金額を求め、退職一時金については、民間給与実態調査の給与支給総額における法人分構成比で法人企業支払分を求め、年金については全額法人企業分として計上することとした。

2 寄付金

国税庁の特別調査により、37年度における法人企業の寄付金支払額が把握されたので、これを基礎資料として推計した。個人分の振分については、個人にサービスを提供する非営利団(学校、神社、寺等)に対する寄付が多いと考えられる現状から寄付金総額の6割程度を個人分とした。

3 貸倒金

一般法人については、法人企業統計の貸倒損失総額をとりそのうちの個人分は、商業統計等の個人向け販売比率によって推計した。金融法人については、各種金融法人協会発行による財務諸表分析の滞金消却額をとりそのうち個人分については、それぞれの個人貸出比率を推計して算出した。

「備考」 海外からの純所得については、従来は分配国民所得で一括調整していたが、今回の改訂により、各構成項目にわりふって調整した。

三 現行推計と雑推計に差の生じた理由

○ 雇用者所得

1 賃金俸給

農林水-----農業は一戸当り雇用労働×農家戸数にあらためたことによる。

林業・水産業は産業連関表の計数を採用したことによる。

その他-----一人当り所得に乗ずる雇用者数を改訂したほか、運輸通信業・サービス、公務の推計方法を改訂したことによる。なお整頓項目たる常勤重役所得の雇用者数についての所要の改訂を加えた。

2 その他の給与および手当

基礎となる賃金・俸給が改訂となったため、兼業所得の計数が変更になった。

3 社会保険雇用主負担

財政勘定における計数の変更のため。

○ 個人業主所得

1 農林水……農業は農家経済調査を農区別規模別につみあげて推計したことによる。

林業・水産業については、産業連関表の計数を採用したことによる。

2 その他……製造業、卸小売業の一人当り平均業主所得を求める際の加重平均のウェイトを原則として就業構造基本調査(4大鉱工業地帯)によったほか、産業間格差についても従来税務統計によっていたものを今回は就業構造基本調査によつて求めたことによる。

また内取については、推計方法を根本的に改訂した。

○ 個人の財産所得

1. 計数

年 度	個人貸付料所得	個人利子所得	個人配当所得	計	改訂増加率
	百円	百円	百円	百円	%
30	14,847	27,513	48	42,428	8.8
31	18,477	33,744	234	52,221	11.2
32	15,492	40,762	1	56,255	10.0
33	18,308	53,038	△ 11	71,335	11.1
34	27,244	72,635	14	99,893	12.7
35	28,659	87,167	△ 903	154,539	16.0
36	34,259	124,385	1,495	160,139	13.8
37	29,129	151,333	12,679	180,462	13.2

2 理由

(一) 個人貸付料所得

- (イ) 非営利団体貸付料(増) (ロ) 公営給与住宅の帰属家賃(増)
- (ハ) その他(無体財産权使用料)(計数整理による減)
- (ニ) 海外からの個人貸付料所得の加算による増減

(二) 個人利子所得

- (イ) 社内予金利子(増) (ロ) 非営利団体の利子(増) (ハ) 農協組、漁協組、損害保険の帰属利子(増) (ニ) 郵便年金、簡易保険の利子(増)、(ホ) 信託保険利子(増)、(ヘ) 海外からの個人利子所得の加算による増減。

(三) 個人配当所得、海外からの個人配当所得の加算による増減。

○ 政府の事業および財産所得および公債利子

1. 計数

年度	政府の事業と財産 からの所得	(控除)公債利子	計	改訂増加率 %
30	6,992	△ 4,312	11,304	198.5
31	9,081	△ 3,199	12,280	228.5
32	11,765	△ 3,683	15,448	22.4
33	19,305	△ 4,542	23,867	33.2
34	21,436	△ 4,853	26,289	33.7
35	42,476	△ 4,254	46,730	44.2
36	86,463	△ 3,079	89,542	59.0
37	89,440	△ 1,421	90,861	58.7

2. 理由

(一) 政府の事業と財産からの所得

- (イ) 森林保険特別会計、輸出保険特別会計、中小漁業融資保証保険特別会計を政府企業に分類変更したため、これらの利益金を加算した。
  - (ロ) 食糧特別会計の赤字の処理方法の変更により、純赤字額を経常補助金とし損益を零としたため、計上損失が消滅した。
  - (ハ) 地方企業について公営企業年鑑により、各企業別の剰余金を積み上げた。
  - (ニ) 貸付利所得に地方公営住宅使用料を加えた。
  - (ホ) 利子所得から(イ)に掲げた三特別会計の利子収入を除外した。
- (二) 公債利子、交付国債の支払利子を除外した。

(144)

○ 法人所得

1. 計数

年度	法人所得	法人企業から個人 への移転	計	改訂増加率 %
30	20,225	50,958	30,736	5.1
31	27,241	64,280	37,039	3.9
32	29,425	66,368	36,943	3.7
33	28,192	92,213	64,021	7.6
34	28,748	108,487	79,739	5.7
35	29,845	133,152	103,307	5.3
36	30,472	154,213	123,741	5.3
37	42,547	189,320	146,773	6.4

2. 理由

(一) 法人所得

- (イ) 寄付金損金不算入額の減算
- (ロ) 海外からの純所得の調整の減算

(二) 法人企業から個人への移転

- (イ) 退職金、(ロ) 退職年金、(ハ) 寄付金、(ニ) 法人企業が個人から回収不能になった貸倒損失金の加算

例示

年度	30年度	37年度
退職金・年金	39,015	162,716
寄付金	3,633	13,918
貸倒金	8,310	12,686
計	50,958	189,320